



# リユース！みんなで取り組むエコライフ 活用しよう！エコライフ助成制度

問合せ 環境保全課環境保全係内 225

## リユース！創省エネルギー化助成制度！

再生可能エネルギーを創出する「創省エネルギー」とエネルギー消費の削減を図る「省エネルギー化」を促進し、環境産業の活性化と環境負荷の少ない地域社会の創出をより一層推進するため、今年度から助成額などを大幅にレベルアップしました！

### ■助成対象

市内在住者、市内に物件を所有している方、市内の中小規模企業者であつて、平成29年1月1日から12月31日までに左表助成メニューの工事などが完成する方

### ■助成金額

対象経費の2分の1または上限額のいずれか低い方をエコポイントとして付与します。  
※エコポイントは、市内での買い物などに利用できるポイント制度です。

### ■助成までの流れ

- ①助成メニューの設備などを導入する助成届出をする
- ②導入後、助成申請してエコポイントをもらう
- ③市内で買い物をする（物品の種類は問いません）
- ④領収証を報告書に貼付し、市に提出する
- ⑤指定の口座にエコポイント分の金額が振り込まれる

### ■受付期間

5月1日(月)～平成30年1月31日(水)（先着順）

## 新たにみどりの創出助成制度

生態系を確保する「みどり」をより一層増やすため、生け垣・庭木・屋上・壁面への緑化を行う方に助成をしています。

### ■助成対象

市内在住者、市内の小規模企業者（平成29年4月1日～平成30年3月31日に緑化事業が完成した、または完成する方）

### ■助成金額

対象経費の2分の1または3分の1  
※メニューごとに上限があります。

### ■助成メニュー

- 生け垣緑化
- 庭木緑化（芝生・シンボルツリーも対象）
- 屋上緑化（ユニット型のものも対象）
- 壁面緑化（ユニット・パネル型のもの、定置型・プランターも対象）

### ■受付期間

平成30年4月2日(月)まで（先着順）

※土・日曜日、祝日は受付けできません。郵送の場合、当日消印有効です。  
※申請方法など詳しくは、市公式サイトをご覧いただき、問い合わせてください。

# 割れた「はむら市民カード」は捨てないで

「割れてしまった」または「劣化してしまった」カードは、捨てないでください。無料で交換します。

市役所1階市民課受付係に「はむら市民カードまたは印鑑登録証」と「窓口に来る方の本人確認書類」を持参してください。

### 交付機の利用

「はむら市民カード」を持つている方で、暗証番号を登録している方は、住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍（全部事項・個人事項）証明書（羽村市に本籍がある方）を交付機で取得することができます。申請書の記入が不要で、短時間で取得できます。

※「はむら市民カード」の発行には、申請手続きが必要です。詳しくは、問い合わせてください。

### ■交付機の設置場所・利用時間

設置場所	利用時間
1階市民課 (まどうけ交付機)	平日…午前8時30分～午後5時 土・日曜日…午前8時30分～11時45分、午後1時～5時 (祝日は利用できません)
地下1階 警備員室前 (自動交付機)	午前8時30分～午後9時 (祝日も利用できます)

※12月29日～1月3日は取扱いできません。  
※点検などで交付機が利用できない場合があります。

※1階市民課に設置している「まどうけ交付機」の場合、交付機で申請後、市民課受付係窓口で証明書を受け取ってください。